

岩手県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年4月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 県道岩泉平井賀普代線改築工事（岩手県下閉伊郡田野畑村島越地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村島越	36番1	畑	290㎡	290.95㎡	231.17㎡	6.02㎡	宅地	別図に①ないし③として赤色で表示する部分
						4.71㎡		
	36番2	公衆用道路	265㎡	265.92㎡	70.08㎡	0.34㎡	公衆用道路	別図に④ないし⑥として赤色で表示する部分
36番5	宅地	355.97㎡	355.54㎡	48.11㎡	5.11㎡	宅地	別図に⑦及び⑧として赤色で表示する部分	
36番6	宅地	491.89㎡	492.72㎡	268.30㎡	2.28㎡	宅地	別図に⑨ないし⑩として赤色で表示する部分	
					11.50㎡			

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年4月4日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。